

(平成25年3月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの期間、59年1月から同年12月までの期間及び平成6年4月から9年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成9年6月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年9月まで  
② 昭和59年1月から同年12月まで  
③ 平成6年4月から11年2月まで

申立期間①について、記憶は定かでないが、婚姻前は、A県B市で国民年金に加入し、同市役所で国民年金保険料を納付していたと思う。婚姻後は、当時、隣に住んでいたC警察署長の妻と一緒にD市役所で間違いなく保険料を納付していた。離婚後は、あまり記憶に無いが、年金に対する意識は低くなかったため、再婚するまではD市役所又はE市役所で保険料を納付していたかもしれない。

申立期間②について、昭和58年か59年頃から61年3月頃まで販売員として勤務し、表彰されるなどして収入を得ており裕福であったため、E市役所で国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間③について、平成6年4月頃からは7年12月頃までの期間は、国民年金保険料を納付しており、それ以降、F拘置所に収容されるまでは、住民票を動かさずに転居したので保険料を納付していなかった可能性があるが、定かではない。また、9年6月以降は、F拘置所及びG刑務所に収容されており、保険料納付の免除申請を行ったので免除されていたはずである。

明確に記憶があるのは昭和38年4月から43年10月までの期間であるが、申立期間①及び②については国民年金保険料を納付しており、申立期間③については保険料を納付していた又は免除されていたので、年金記録を訂

正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続時期、国民年金手帳の交付の有無、申立期間①のうち、昭和38年4月から43年10月までの期間を除いて国民年金保険料納付に関する記憶が明確でないほか、申立期間は計173か月と長期間であり、これだけの期間の事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとも考えにくい。

申立期間①について、申立人は、当該期間のうち、昭和38年4月から43年10月までの期間については明確に記憶があり、隣人であったC警察署長の妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A県警察本部の回答によれば、申立人の記憶している同署長の氏名に一致する者がC警察署員であった記録が確認できるものの、申立人は同署員の妻の氏名は記憶しておらず、証言を得ることができないことから、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言が得られない。

申立期間②について、申立人は、当時は収入を得ており裕福であったと主張し、昭和60年3月から同年12月までの給与明細書を提出しているが、当該給与明細書から当該申立期間の生活状況及び保険料を納付したことを推認することはできない。

申立期間③について、申立人は当初、平成6年4月頃から7年5月頃まではF拘置所、その後10年6月頃まではG刑務所に収容されており、国民年金保険料の免除申請手続を行い、11年\*月に60歳を迎えるまでは免除期間となっているはずであると主張していたが、その後、申立期間③のうちの一部の期間は保険料を納付し、別の一部の期間は保険料を納付していなかった可能性があるとするなどその主張が変遷している上、G刑務所の回答によれば、申立人がF拘置所及び同刑務所に収容されていた期間は、申立人が記憶していた収容期間と一致しない。

また、申立人は、平成9年6月以降の期間については、F拘置所及びG刑務所において、国民年金保険料の免除申請書を取りまとめて郵送により提出してもらったと思うと述べているが、日本年金機構及びG刑務所は、矯正施設で取りまとめた免除申請書が一括して提出されることは無かったと思われ、被保険者から直接、市町村又は社会保険事務所（当時）へ提出されていたと思われる旨回答している上、G刑務所では、申立人に係る身分帳等により、国民年金保険料に係る文書の通信が行われていないかを確認したが、国民年金に係る文書の記録は無い旨回答している。

さらに、申立人が、申立期間①、②及び③のうち平成6年4月から9年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、及び申立期間③のうち同年6月から11年2月までの期間の保険料の納付を免除され得る状況にあったことや免除されていたことを示す

関連資料は無く、ほかに申立期間①、②及び③のうち平成6年4月から9年5月までの期間の保険料を納付していたこと、及び申立期間③のうち同年6月から11年2月までの期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③のうち平成6年4月から9年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間③のうち同年6月から11年2月までの期間の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月15日から同年11月1日まで  
② 昭和31年2月1日から32年2月1日まで

申立期間①について、昭和18年から勤務していたが、終戦により一時帰宅を命令され、20年9月末に会社から復帰可否の連絡があり、戻る気はない旨を伝えたところ、同年11月末に退職金を送金されたが、同年10月まで会社に籍があり、保険料が控除されていたと思う。

申立期間②について、前の職場に在職中、知人に勧められ、昭和31年2月から正社員として入社し、給料から保険料が控除されていた。

厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、終戦と同時にA株式会社B工場から一時帰省を命ぜられ、実家へ帰省したため、申立期間①においては、当該事業所で労務を提供していないと供述している。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和60年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、A株式会社の後継会社である株式会社Cでは、「申立期間①当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人と同日（昭和18年4月1日）に当該事業所において労働者年金保険の被保険者資格を取得している者が49人確認できるところ、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、このうち、46人は、申立人と同日（昭和20年8月

15日)に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、先述の同僚49人のうち、連絡先が判明した9人に照会したところ、このうち7人から回答が得られたが、いずれも申立人と同じく、終戦と同時に実家へ戻った、又は終戦の直前に疎開したと回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかつた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びD株式会社が保管する労働者名簿から、申立人は、申立期間②において、D株式会社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出のあった申立人に係る「社会保険被保険者台帳」によると、申立人の健康保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日(昭和32年2月1日)であることが確認できる。

また、現在の事業主は、「申立人は、社会保険被保険者台帳では、健康保険の加入が、厚生年金保険と同日の昭和32年2月1日となっていることから、当初、臨時職員として入社し、後日正職員になった可能性がある。健康保険と厚生年金保険は、同時加入とする取扱いであり、被保険者資格を取得する以前の期間において、保険料を控除することはない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日(昭和32年2月1日)に同被保険者資格を取得している同僚が7人確認できるところ、このうち連絡が取れた二人は、いずれも「入社時の身分は、臨時職員であった。厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前から当該事業所には勤務していたが、入社と同時に厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間②当時の同僚8人の名前を挙げているが、いずれも連絡が取れないことから、これら同僚から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。